

令和4年度 第2回江津市農業委員会総会

日時：令和4年5月23日(月) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター 2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3 議案 第2号 非農地証明について

第4 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

意見 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第5 その他

○出席農業委員（10名）

1番 佐々木英夫 2番 山田博 3番 山本秀彦 4番 藤井孝子

6番 和田幸子 7番 大村理之 8番 二本木俊二 9番 田代和秋

10番 深野政勝 11番 原田和徳

○出席推進委員（9名）

盆子原 温、階本誠一、野田英夫、河村博幸、佐々木建也

湯浅憲昭、仲津和法、壺岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 係長 津島正彦

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和4年度、第2回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長 おはようございます。連日、良い天気が続いています。私どもの谷の水が不足して、まだ田植えが出来ない状態になっていまして、好天があまり続くのも

どうかなという気もしています。先日のウェザーニュースでは3ヶ月間の長期天気予報で、今年は梅雨入りが6月上旬、6日くらいになるらしいのですが、ラニーニャ現象で梅雨入りが早くなって、梅雨時期は短時間であると予測していました。平年よりも降水量が多いという予測が出ているようです。例年、河川の洪水とか災害に見舞われているということもあり、何とか最小限の被害で終われば良いと思っております。

さて、本日は議案が2件と件数が少なく、5条が1件、非農地証明が1件となっていますが、慎重に審議をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、ただ今から、令和4年度、第2回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、柳原委員と崎谷推進委員、井上推進委員から欠席の報告がありました。なお、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 ご了解いただきましたので、10番 深野委員、11番 原田委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第5条

《 二宮町神主 》

会 長 日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。農地の所在は二宮町神主●●●番、地目は畑で、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●番●●●号です。譲受人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地、●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用理由は個人住宅の建築です。対価は10aあたり●●●千円です。工期は許可の日から令和4年10月末日となっております。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。



川町●●●番、登記簿が畑で現況が原野、面積は●●●㎡、敬川町●●●番、登記簿が畑で現況が原野、面積は●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●●●都●●●区●●●丁目●●●番●●●号です。非農地の事由としましては、申請地を相続したものの、数十年農地として使用しておらず、山林・原野化しているということで、現況に合わせて登記地目を変えたいということでの申請でございます。以上です。

会 長 それでは、大村委員より調査結果の報告をお願いします。

11 番委員 位置図の2ページをご覧ください。エコクリーンセンター付近になりますが、先日この辺りで熊の目撃情報がありましたので、現地を確認出来たのは2ヶ所だけです。あとは、この持ち主の近所の方から聞く方法で確認をしました。敬川町●●●番から●●●番の所は、盆子原推進委員と5月20日に現地確認に行きました。取付道から現地までとても荒廃しており立ち入るのが危険な感じでした。2軒分の家屋の跡がありまして、倒壊したような状態で周りは田や畑を見分けることが出来ません。それから、●●●道の約●●●m下った所に●●●番から●●●番の申請地がありますが、その入り口だけは知り合いの方から聞きました。これを真っ直ぐ行って●●●mくらい上がればあるということでしたが、荒廃状況がひどく、さらに熊が怖くて入りませんでした。それと、もう一つの●●●番と●●●番はこれも同じようなことで、●●●神社のすぐそばのようですが、これも同様に遠慮しました。あともう一つは、位置図の3ページになります。9号線がありまして、以前●●●がありましたけれども、その●●●の道路挟んだ向かい側、線路を横切ったところになります。現在、写真のとおり林と言いますか森のような感じになっていまして、そこまで行くことは出来ませんでした。付近からの確認を行いました。以上のような状況です。

会 長 続いて、盆子原推進委員より調査結果の報告をお願いします。

盆子原推進委員 先ほど大村委員から報告がありましたように、4ヶ所の内、確認出来たのが、●●●番の所と●●●番の所です。●●●番はこうして写真が添付されておりますけれど、●●●番等に関わる部分は近所の方から聞いた所、山道を入れて行った先にあるようですが、これに該当するかどうかの写真はありませんので推認するしかないなと思っています。そこには宅地の跡あるいは家屋

倒壊の跡があって、農地の荒廃を確認出来ております。それから、その他の写真を持ってきたかったですけれども、一つは5月12日にエコクリーンセンターから200mの所で、熊が出たという目撃情報がありまして、それから5月15日に敬川町の三兵衛橋の県道下府江津線の所で熊が出たということで、現地には入れませんでした。反対側も下府江津線から見ても結構険しい道で入れませんし、対象とする写真も添付されておきませんので、この航空写真を見てここであるだろうということで推認をしております。以上です。

会 長 大変ご苦勞な調査をしていただきありがとうございました。ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はございませんか。はい、どうぞ。

階本推進委員 本件については特に問題無いと思いますが、事務局にお尋ねします。現在田とか畑という所が山林や原野になっているということで、非農地証明の申請が出ていますが、どのように変わるのですか。まず、登記簿上はどのような風に変更したりするのか教えて下さい。

事務局 登記簿上は非農地の証明書が交付されたといっても登記が変わる訳ではございません。非農地証明は農業委員会で承認されて証明書を交付するのですけれど、所有者が、非農地証明があるから農地から地目の変更ができるという資料でございます。ですので、証明書を添付して所有者が登記をするという必要があります。証明しただけで登記簿自体がすぐ変わるということではございません。

階本推進委員 そうすると、ここで非農地として承認されて、結局はどうなるのですか。ここで農業委員会において非農地ですよと証明をしたということは分かりませんが、それで登記簿上は変わらない。登記簿上は全然変わらないということは、固定資産税の対象評価というのは、まったく同じなのか。非農地証明として書いてあるからこれは田んぼでは無いということにされるのか。

事務局 現況の記載箇所が原野山林になっているということでしたら、課税上は原野山林での課税になっています。ですから、非農地証明が交付されたということで、改めて評価が山林や原野になるということではなく、すでにそうなっている状態です。あとは、本人さんがその証明を持って登記手続きをするということです。農地台帳は、登記簿が変わるまでは農地で登録されています。

階本推進委員 非農地証明がされたからといって、現況が変わる訳では無いのですか。

事務局 現況が変わることはありません。例えば、畑や田で課税してあるものが、現況が確認されて農地では無いという証明がされれば、原野なり山林なりに変わることはありますが、既に原野山林になっている所で非農地証明が交付されたからといって課税上変わることは無いです。

階本推進委員 わかりました。本人が登記簿を変えない限りはこのままということですね。非農地証明を出しても本人が手続きをしなければ、このままということですか。

事務局 本人が手続きをしなければ、このままということになります。

階本推進委員 本人が手続きすれば、登記簿が原野とか山林になるのですね。

事務局 そうなります。

階本推進委員 現在は、畑や田で課税されているということですか。

事務局 現在は、現況課税なので原野や山林で課税されています。

階本推進委員 現況で課税はされているのですか。現況によって固定資産税の評価がされているのですか。

事務局 そうです。

階本推進委員 そうですか、わかりました。

会長 他によろしいでしょうか。はい、どうぞ。

盆子原推進委員 改めて確認なのですけれども、非農地証明は現状の確認を含めてですし、これは航空写真で複数確認するようになっていきますけれども、対象とする物件の比較するものが航空写真だけでは捉えることが出来ません。ましてや地籍調査も終わっていない所で、推認を組み込んですることの是非について。例えば、添付書類が揃ってなければいけない訳ですけれども、その中には現況写真が必要です。一部についてはこういった写真で該当出来るということもありますけれども、如何せんこの書類だけできちんと添付されずに、それで良いというのは、なかなか難しい所ではないでしょうか。是非、地籍調査なり資料の提出をお願いしたいと思います。

事務局 航空写真以外には公図の添付がございました。ただ、公図が添付されていたのですが、実際のところ明確にどの部分という印が明記されてなかったもので、航空写真で丸印を付けさせてもらって、この辺りという格好での形にしか出来

なかったものです。

盆子原推進委員 今後こういうことが多発してくると、私どもの判断材料をどう求めていったら良いか、難しいのではないかと思います。人口が減り、近所で地域の事情を知っている人がいなくなると、現地を確認すること自体が困難になると思います。今回は、たまたま大村委員の知り合いの方で判る方から、おおよそこの辺りだということで情報をいただけたので、場所の把握が出来ましたけれど、今後は難しくなる案件ではないかと思います。是非、こういった部分で改善をお願いしたいと思います。

事務局 おっしゃられることは承知いたしました。今回の件に関しましては、事務局も地元の方々に状況を確認した所でございます。それと今回の場合、登記簿と現況で、既に税務課において現況が原野山林となっていたので、農地として活用していないという状況のため、今回議題として出させていただきました。今後は、写真等できる限りつけて場所を明確にしていくということでご了承下さい。以上です。

会 長 他にご質問ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問が無いようでありますので、採決いたします。それでは、非農地証明について申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明については、証明することに決しました。

#### 農用地利用集積計画

会 長 次に日程第 4、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認（一括方式）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは意見第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認についてです。1 枚めくっていただくと集計表がございます。次のページをご覧ください。利用権を設定する農用地の 1 番、川平町南川上●●●番、登記簿現況ともに田、面積が●●●㎡です。再設定でございます。利用権を設定する者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受

ける者が●●●●、●●●市●●●町●●●番地です。賃貸借で10a当り●●●千円です。利用目的は畑、期間は令和4年6月1日から令和13年12月31日、9年7ヶ月でございます。●●●㎡の内、●●●㎡を施設野菜、●●●㎡を農業施設として利用するということです。次に2番です。松川町市村●●●番、登記簿現況ともに田、面積が●●●㎡、松川町市村●●●番、登記簿現況ともに田、面積が●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●、●●●市●●●町●●●番地です。利用目的は田、期間は令和4年6月1日から令和13年12月31日、9年7ヶ月です。使用貸借でございます。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。はい、どうぞ。

階本推進委員 　本件自体は、全く問題は無いのですが、同じ●●●●さんの経営面積が再設定にもかかわらず、下の段は●●●aとなっています。再設定で同じ条件ならば、同じ数字が並ぶのではないのでしょうか。

事務局 　これは農林水産課からの資料なのですが、面積が変わらない部分で言うと、再設定とはいえ今回は中間管理機構を利用している状況です。中間管理機構からそのままの再設定では面積は変わりません。ただ、相対で契約していたものから中間管理機構との設定となる場合、再設定という案件とする場合がありますのですが、その場合は再設定という表記がありますが、面積はその部分だけは中間管理事業で増える形になりますので、だからその部分だけは経営面積増という状況になっています。届出順であるため記載の前後はありますが、経営面積等も合算後のとおり記載してあります。

階本推進委員 　ちょっといいですか。

会 長 　はい、どうぞ。

階本推進委員 　結局、今日現在はこちらの数字が正しいのですか。併用されているのですか。

事務局 　まず、最初に●●●aという部分がそのまま再設定で、面積が変わらず●●●aになっていると思います。次に再設定という形で●●●㎡がプラスになっていますけれども、経営面積の部分で●●●aの増加分が、相対から中間管理



事業へということで再設定といいながら経営面積増で、その他増加分と合わせて●●●aが足されて●●●aとなっているということです。

会 長 よろしいですか。

階本推進委員 はい。

6番委員 記載が●●●となっているが、●●●では。

会 長 事務局、よろしいですか。計算が違っているとか。

事務局 すみません。誤記載です。●●●aになります。

会 長 はい、よろしいでしょうか。他にございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認（一括方式）について」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 次に、意見第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認（利用権貸借）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 意見第2号です。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認についてです。先ほどと同じように1ページ目には、集計表がございます。次の2ページをご覧ください。1番です。農地の所在は桜江町谷住郷●●●番、地目は登記簿現況ともに田、面積が●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用目的は田、利用期間は6年、賃借料は10a当り●●●でございます。次に2番、農地の所在は跡市町●●●番、登記簿現況ともに田、面積が●●●㎡、跡市町●●●番、登記簿現況ともに田、面積が●●●㎡、跡市町●●●番、登記簿現況ともに田、面積が●●●㎡、跡市町●●●番、登記簿現況ともに田、面積が●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用目的は田、

期間は10年間、使用貸借でございます。次のページに位置図が付いております。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認（利用権貸借）について」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

#### その他

会 長 　次に日程第5、その他について、事務局から総会に諮るべき案件がございますか。

事務局 　はい。1件、前回の第1回農業委員会総会での疑義について回答させていただきまます。令和3年度農地法手続きの実績を総会で諮りまして、承認をいただいた所ですが、その中で非農地証明の区分内に住宅用地というのがあるのは何故かというご質問でございます。これは7月に審議された案件でございます。渡津町●●●番の土地で、家屋が既に建っていたという非農地証明でございました。始末書がついておりまして、台帳地目が畑で現況は宅地介在農地となっていたのですが、既に宅地課税であったために統計上は現況に合わせるということでの非農地証明をしたということとなり、統計での区分が住宅用地ということでございます。それでご了承いただければと思います。以上です。

会 長 　本件についてはよろしいですか。事務局、他にありますか

事務局 　ございません。

会 長 　その他、皆さんの方から何かございますか。よろしいでしょうか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　それでは、その他については無いようですので、事務連絡等につきましては総会終了後に行います。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもち

まして、第2回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は6月20日の月曜日、江津市総合市民センター2階会議室で予定しております。よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前10時10分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いがないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員